

人材育成基金活用推進事業を募集します

町では、活力と魅力に満ちたまちづくりを推進する人材を育成するため、次の事業に対して補助金を交付しています。

▼補助対象事業

- ①教育、文化、産業等における調査研修事業
- ②人的交流・文化的交流・経済的交流等事業
- ③講演会等開催事業
- ④その他事業

※「高校生の短期留学ホームステイ語学研修事業」については、別途募集します。



演奏会などでも活用されています

▼補助対象者 当別町に1年以上在住または勤務している者、これらの者で構成する団体

▼補助率・補助限度額

- ①・②補助率：補助対象経費の2/3以内
限度額：個人（国内10万円、国外50万円）
団体（50万円）
- ③・④補助率：補助対象経費の1/2以内
限度額：50万円

▼補助対象事業

5月10日（金）～平成26年3月28日（金）までに実施する事業。

▼申請期限 4月10日（水）17時必着

▼申請方法 当別町人材育成基金の活用推進事業補助金交付申請書、補助金交付要望事業の概要調書を記入の上、提出してください。申請書等は、町ホームページからもダウンロードできます。

▼審査 申請書類をもとに、4月下旬に決定予定です。

▼問合せ 美しいまちづくり課美しいまちづくり係
(☎ 23 - 3042・E-mail:shinko@town.tobetsu.hokkaido.jp)

障害者総合支援法が施行されます

難病の方への福祉サービスを拡充

平成25年4月1日から障害者自立支援法が改正され、新たに「障害者総合支援法」が施行されます。これに伴い、各種サービス等が拡充されます。

なお、障害者自立支援法のサービスをすでに利用されている方（身体・知的・精神障がいのある方）は、新たな手続きは不要です。

▼拡充対象者 難病の方（パーキンソン病、ベーチェット病など国が指定する130疾患）

▼受けられる福祉サービス等

・障害福祉サービス

（居宅介護、短期入所、就労継続支援など）

・補装具

（車いす、歩行器などの購入と修理に必要な費用の支給）

・日常生活用具

（電気式たん吸引器、パルスオキシメーターなどの給付）

※世帯の収入に応じて費用負担があります。

※サービスの利用には申請が必要です。ご相談の上、手続きを行ってください。

※難病で、かつ介護保険制度の対象となる方は、介護保険制度のサービスが優先されます。

「育成医療」の手続きが道から町へ

障害者総合支援法の施行に伴い、「育成医療」の実施権限が北海道から市町村に移ります。したがって、申請手続きの窓口が江別保健所から当別町に変わり、4月1日からは町福祉課障がいサービス係となります。

「育成医療」とは？

障がいのある児童又は医療行為を行わないと将来的に障がいを残すと認められる児童に対して、症状を軽くしたり取り除いたりするための医療費の一部を公費負担する制度です。
※18歳未満の方が対象となります。

対象医療・疾患は？

視覚障害（白内障・先天性緑内障）
肢体不自由（人工関節置換術）
心臓機能障害（ペースメーカー埋込み手術）
腎臓機能障害（人工透析療法）
肝臓機能障害（肝臓移植術（抗免疫療法を含む）など

※障害・手術・治療内容は一例です。

▼問合せ 福祉課障がいサービス係
(ゆとろ内・☎ 25 - 2665)